

群馬県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例

平成 19 年 2 月 19 日

条例第 16 号

改正 平成 20 年 2 月 13 日条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 3 項の規定により、公務のため旅行する群馬県後期高齢者医療広域連合の職員及び職員以外の者（以下「職員等」という。）に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

2 広域連合が職員等に対して支給する旅費に関しては、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(平 20 条例 3 ・ 一部改正、追加)

(準用規定)

第 2 条 前条に定める職員等の旅費に関する事項については、群馬県職員等の旅費に関する条例（昭和 38 年群馬県条例第 24 号）及び群馬県旅費支給規則（昭和 38 年群馬県規則第 42 号）を準用する。

(平 20 条例 3 ・ 一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 2 月 13 日条例第 3 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。